

社会福祉法人 嬉泉
保育所 宇奈根なごやか園 運営規程

第1章 総 則

(規定の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嬉泉が設置する保育所、宇奈根なごやか園（以下「本園」という。）の人員及び管理・運営に関する事項を定め、適切かつ円滑な運営管理を図ることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 本園は、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例第3条を踏まえ、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、児童福祉法・児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第35条の指針（以下基準とする）、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（以下条例とする）に基づき乳児及び幼児の保育事業を行うものとする。

(本園の名称及び所在地)

第4条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(ア) 名 称 宇奈根なごやか園

(イ) 所在地 東京都世田谷区宇奈根二丁目7番16号

第2章 保育内容

(開所時間)

第5条 本園の開所時間は午前7時15分から午後6時15分までの11時間とする。

(延長保育)

第6条 本園は午後6時15分から午後8時15分までの2時間を特別保育事業として、通常の保育時間を超えて保育を希望する保護者の中より、延長保育実施要綱に基づき選考、契約を行い、延長保育を実施する。

(登降園)

第7条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第8条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分

け指導計画を立てる。

第3章 職員及び職務

(職員の区分及び職務と定数)

第9条 本園に別表1の職員を置く。但し職員定数は、国及び東京都の職員配置基準を下回らない範囲で変動することがある。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 本園が保育の実施にあたり配置する職員の職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 園長 運営管理全般と職員の指揮監督、保護者対応。
- (2) 主任保育士 保育士を指揮監督し、保育士の業務調整並びに指導計画の作成および指導と保護者対応。
- (3) 保育士 児童の保育業務と保育業務に関連する作業や事務。保護者との連絡調整等。遊具、施設整備の安全点検等。
- (4) 調理員 給食調理業務・調理器具及び食器の整備や保管。
- (5) 看護師 児童の身体測定・健康管理・健康指導。園児・保護者への健康面に関する啓発。職員の健康面における指導。
- (6) 嘱託医 児童の健康診断、児童及び職員の健康相談及び園舎の衛生管理に関する助言指導。

(職員の資格)

第10条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから理事長が任命する。

ただし、保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務の心得)

第11条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第4章 休日及び休園

(日課及び年間行事)

第12条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第13条 本園及び分園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第 14 条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第 15 条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

第 5 章 利用者負担

(費用)

第 16 条 入所に要する費用（以下、「保育料」という。）は市区町村の定める額とする。

2 延長保育は、希望の児童の保育が午後 6 時 15 分以降に及ぶときは、保護者は超過保育料として以下の金額を園に納めるものとする。延長保育料を算出する際の保育料とは、区市町村の定める世帯の階層区分に応じた月額保育料であり、第二子の半額、第三子（三人目以降の子ども）の免除は適用されない。

(1) 月極利用：1 ヶ月あたり毎月の保育料の 10% (18:15~19:15)

毎月の保育料の 20% (19:15~20:15)

(2) 日極利用：1 日あたり月極料金の 10% (18:15~19:15)

月極料金の 20% (19:15~20:15)

ただし、月ぎめ超過保育料の額を上限とする。

3 2019 年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者は、給食材料費（副食分）として、月途中の入園・退園に関わらず、月額 4,500 円を園に収めるものとする。ただし、市区町村が免除する者を除く。1 か月のうち、1 日も利用がない場合にはその限りではない。

第 6 章 定 員

(定員)

第 17 条 本園の定員は 80 名とし、その内訳は次のとおりとする。本園は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに利用定員を定めるものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる子ども（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） 51 名

(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 23 名

(3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 6 名

2 前項にかかわらず、入園待機児解消の為、上記定員を超えて年度当初では 15%、年度途中では 25% をそれぞれ超えない範囲で受け入れることができるものとする。

3 連続する 2 年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120% 以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。

第7章 入園及び退園

(利用の開始に関する事項)

第18条 本園は、区市町村の要請を受けた子どもに対し保育を提供するものとする。

- 2 本園は、保護者の提示する支給認定証における内容（支給認定の有無、子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量）を確認の上、その内容に応じた保育を提供するものとする。
- 3 本園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申し込みを行った利用申込者に対し、宇奈根なごやか園運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の内容、その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第19条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

第8章 緊急時対応

(感染症対策)

第20条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し随時見直す
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 本園は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 本園に事故防止を目的とした事故防止委員会を設置する
 - (2) 委員による会議、また委員を中心に職員を対象とした自主的な研修会を定期的に行う
 - (3) 委員の会議において、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析を通じた改善策を検討し、職員への周知を徹底する
- 2 本園において事故が発生した場合は、速やかに市区町村への報告を行うと共に、入所児の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 本園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、市区町村の求める書式もしくはその内容に沿った記録を行うものとする
 - 4 本園は、保育の提供により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうも

のとする。

第9章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第22条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入所児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第10章 虐待防止

(虐待等の禁止)

第23条 本園は、児童虐待の防止等に関する法律を遵守し、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に移動させることや小部屋に閉じ込めるなどして叱る行為
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせる行為
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない行為
- (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与える行為
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与える行為
- (9) 性的な嫌がらせをする行為
- (10) 当該入所児を無視する行為

(通報)

第24条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

第11章 記 録

(記録の取扱)

第25条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(記録の整備)

第 26 条 職員、設備及び会計に関する諸記録は、常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第 27 条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表 2 のとおりとする。

第 12 章 その他運営に関する重要事項

(平等の原則)

第 28 条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は保育料を負担するかどうかによって差別的取扱いをしない。

(保護者との連絡)

第 29 条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第 30 条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第 31 条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年 1 回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第 32 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(相互信頼関係の構築)

第 33 条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(第三者評価受審)

第 34 条 本園にかかる第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表する

ものとする。

(秘密の保持)

第 35 条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合、並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 13 章 地域活動

(子育て支援事業)

第 36 条 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、栄養相談、保育参加、絵本の貸出などの事業を実施するよう努める。

第 14 章 雑 則

(改正)

第 37 条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人嬉泉理事会の議決を経るものとする。

(附則)

- 1 宇奈根なごやか園運営規程を全部改正する。
- 2 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 9 月 30 日から施行し、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正規程は、2019 年 10 月 8 日から施行し、10 月 1 日より適用する。
- 6 この改正規程は、2023 年 3 月 21 日から施行し、4 月 1 日より適用する。
- 7 この改正規程は、2025 年 9 月 30 日から施行し、9 月 1 日に遡及して適用する。
- 8 この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

職種	員数	資格
園長	1名	1. 児童福祉事業に2年以上従事した者 2. 保育士の資格を有し、1年以上実務経験がある者 3. 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者(国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者) 4. 1から3までに準ずる者であって、知事が相当と認定した者(国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。)
嘱託医	1名	医師免許
看護師	1名	看護師資格
主任保育士	1名	保育士資格
保育士	13名	保育士資格
調理員	4名	